

財政福祉委員会

説明資料(2)

今後の保健所体制及び
保健と福祉の連携強化について

平成29年11月15日

健康福祉局

目次

	頁
1 保健所体制の現状と課題・・・・・・・・・・	1
2 今後の保健所体制の考え方・・・・・・・・・・	2
3 保健と福祉の連携強化・・・・・・・・・・	6
4 今後の予定・・・・・・・・・・	10

1 保健所体制の現状と課題

(1) 現 状

ア 本市の保健所体制

- ・本市は、各区に保健所を設置するとともに、区役所支所のある北区、西区、中川区、港区、守山区及び緑区に保健所分室を設置している。
(16保健所体制)

イ 保健所の業務

- ・「都道府県型保健所」が実施する感染症予防や環境衛生、食品衛生等に関する業務のほか、市町村(長)が実施する母子保健、成人保健等に関する業務を行っている。
- ・また、保健師による家庭訪問をはじめ、健康づくりの取り組みや、精神障害者・難病患者への相談支援、妊娠・出産から乳幼児期に至る子育て支援等を実施している。
- ・さらに、感染症や食中毒の発生等に対して、専門職員による初動対応を実施するとともに、ねずみ・昆虫等の相談や食品、犬猫にかかる相談等の業務を行っている。

(2) 課 題

- ・感染力の強い感染症や新たな感染症、大規模な食中毒等に対して、全市的な健康危機管理体制を構築する必要がある。
- ・公衆衛生医師が減少傾向にある中、各区で乳幼児健診等を実施できる体制を確保する必要がある。
- ・各区で環境業務関係業務を実施するにあたり、体制上、複数の職員による対応が難しい状況にあり、業務の機能強化を図る必要がある。

2 今後の保健所体制の考え方

(1) 1保健所・16保健所支所体制への移行

ア 趣 旨

- ・健康危機管理にかかる指揮命令機能の強化や、公衆衛生医師不足への対応が課題となっていることを踏まえ、「1保健所・16保健所支所体制」に移行
- ・名古屋市保健所条例の改正（平成29年条例第33号）
施行時期：平成30年4月1日

イ 概 要

- ・本庁に市保健所を設置するとともに、各区に保健所支所を設置する。
- ・各区の保健所支所の名称を「保健センター」とする。

ウ 組織等

- ・市保健所に所長を置き、補助組織は、関係法令等に規定する保健所長権限*の事務所管部署等をもって構成する。
- ・市保健所、保健センターにおいて健康危機管理、感染症対策に取り組むことができる組織とする。
- ・保健所長から保健センター所長への指揮命令系統を構築する。
- ・保健所長権限にかかる意思決定が、原則として、これまでと同様に各区で行えるような方策を検討する。

*《参考》保健所長権限とされている事項

○関係法令により保健所長の権限とされている事項

(例示)

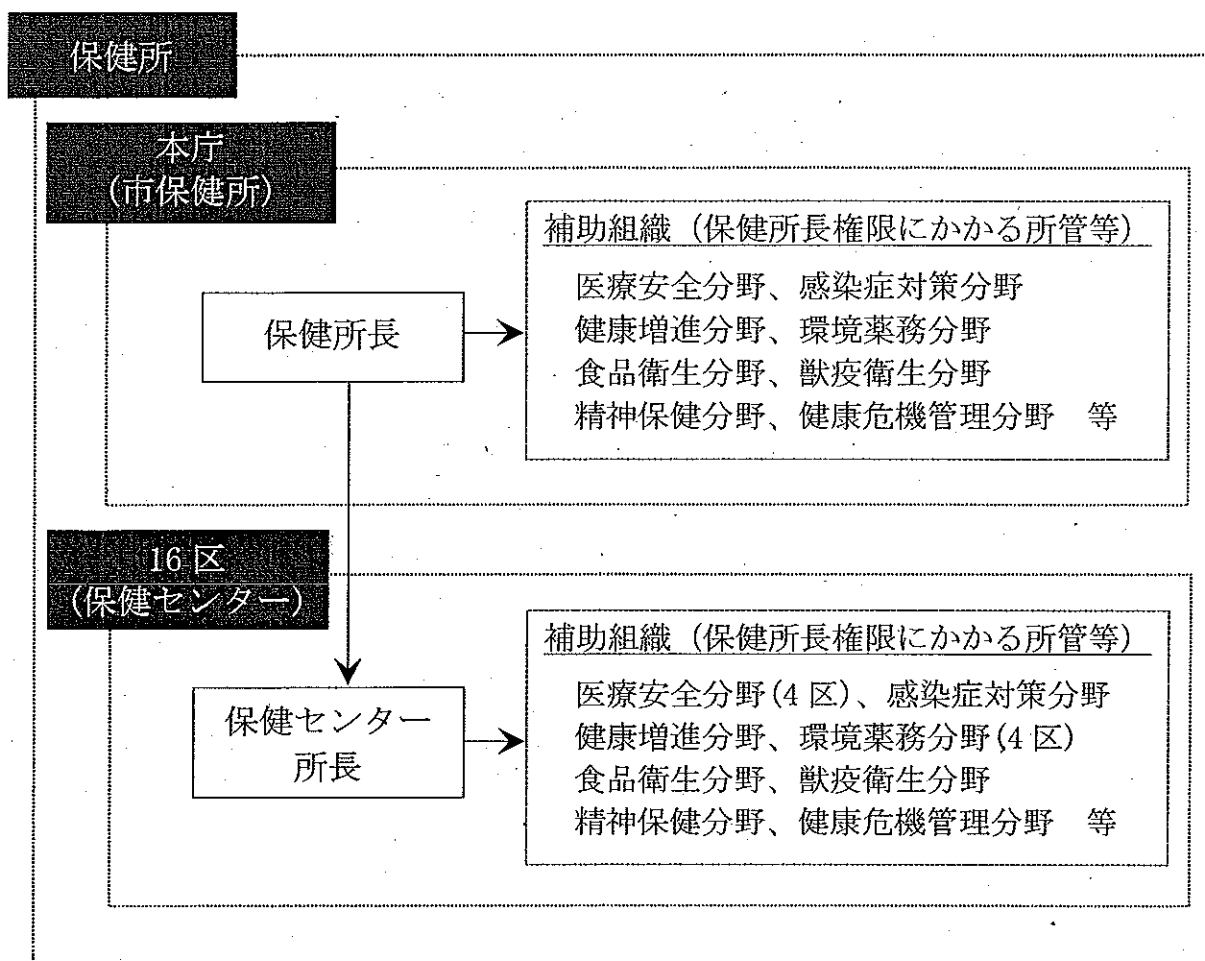
- ・結核登録者の精密検査の実施（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の13）
- ・食中毒患者等発生時の調査及び報告（食品衛生法第58条）

○保健所長委任規則により保健所長の権限とされている事項

(例示)

- ・旅館業を営もうとする者への許可（旅館業法第3条）
- ・犬の登録申請の受理、鑑札の交付（狂犬病予防法第4条）

エ 保健所長権限にかかる指揮命令系統イメージ



オ 効果

- ・健康危機に対して市域全体で統一的な対応が可能となる。
- ・特定の区で発生した健康危機に対しても、他区からの円滑な応援体制を迅速に構築することが可能となる。
- ・保健所長有資格者の医師（公衆衛生実務経験3年以上等）を十分に確保できない場合でも、これまでと同様に、各区で乳幼児健診等の市民サービスを提供することが可能となる。

(2) 医師確保の推進

ア 趣旨

- ・保健センターで感染症対策や乳幼児健診等を引き続き実施するためには、常勤医師の配置が必須であり、医師確保の取り組みを継続する。
- ・様々な採用ルートの確保とともに、若手医師の人材育成や医師の定着化のための環境整備を推進する。

イ 方策

(ア) 確保策

- ・大学や関係部局と連携した採用ルートの開拓
- ・各種ウェブサイト等を活用した幅広い求人広報
- ・子育て中の医師など、働き方を考えている層に向けた求人広報
- ・任期付採用の実施

(イ) 育成・定着策

- ・新規採用医師の集中配置による効果的な人材育成
- ・本庁企画部門や研究部門、他の公所等での実地研修の機会確保
- ・各種専門研修制度等への参加機会の確保
- ・医師研究費の改善
- ・臨床への従事許可制限の緩和

(3) 環境業務関係業務の集約化

ア 趣 旨

- ・人材とノウハウを集積し、監視指導等を効果的かつ迅速に実施するため、現在16区で実施している環境業務関係業務を4区に集約する。
- ・実施時期は平成30年4月からとする。

イ 集約区及び担当区域

集約区	担当区域
千種区	千種区、昭和区、瑞穂区、名東区
中村区	西 区、中村区、熱田区、中川区
中 区	東 区、北 区、中 区、守山区
南 区	港 区、南 区、緑 区、天白区

ウ 主な集約業務（4区）

事業者を対象とする以下の業務を4方面に集約して機能強化を図る。

- ・環境衛生営業施設（旅館、公衆浴場、理容所、美容所等）の許可、監視指導等
- ・業務関係施設（薬局、毒物劇物販売業等）の許可、監視指導等
- ・建築物の空気環境・飲料水等の衛生指導等
- ・貯水槽水道、プール等の衛生指導等

エ 各区で引き続き対応する主な業務（16区）

市民を対象とする業務や地域に密着して行う必要がある業務については各区保健センターに相談窓口を残し、引き続き対応する。

- ・ねずみ・昆虫等に関する相談等
- ・住居衛生に関する相談等
- ・災害応急用協力井戸の届出
- ・改葬許可業務

3 保健と福祉の連携強化

(1) 現状と課題

- ・保健所を区役所に編入した平成12年度以降、様々な分野で保健と福祉の連携を進めている。
- ・複合的な課題を抱える世帯が増加する中、個々の支援場面における保健と福祉の連携強化に加え、地域や関係機関とのネットワークによる多面的な支援が重要となっている。
- ・保健所と社会福祉事務所の職員が明確な役割分担のもと、情報共有や安定的な支援ができる体制や、区における保健部門と福祉部門が一体的に機能する組織が必要である。
- ・福祉業務が区役所支所へ拡充されている中、支所管内における保健と福祉の連携が課題となっている。
- ・保健所が単独庁舎となっている区における、保健と福祉の連携強化と市民サービスの向上が課題となっている。

(2) 業務連携強化に向けた各分野における方策

区 分	状 況	方 策
地域包括ケア	・福祉課、保健所、いきいき支援センターが、それぞれの役割を担い、効果的に地域包括ケアシステムを構築する必要がある。 ・地域包括ケアを進める上で、介護予防、重度化予防の重要性が高まっている。 ・地域包括ケアの推進への保健師のさらなる関わりが求められている。	・地域包括ケア推進にかかる保健・福祉部門の兼務組織を活かし、地域の保健・医療・福祉機関のネットワーク化を推進する。 ・学区担当保健師による地区活動と地域包括ケアシステムとの連動性を高め、地区分析・地区診断を踏まえた地域介護予防活動の推進や個別支援での連携強化を図る。

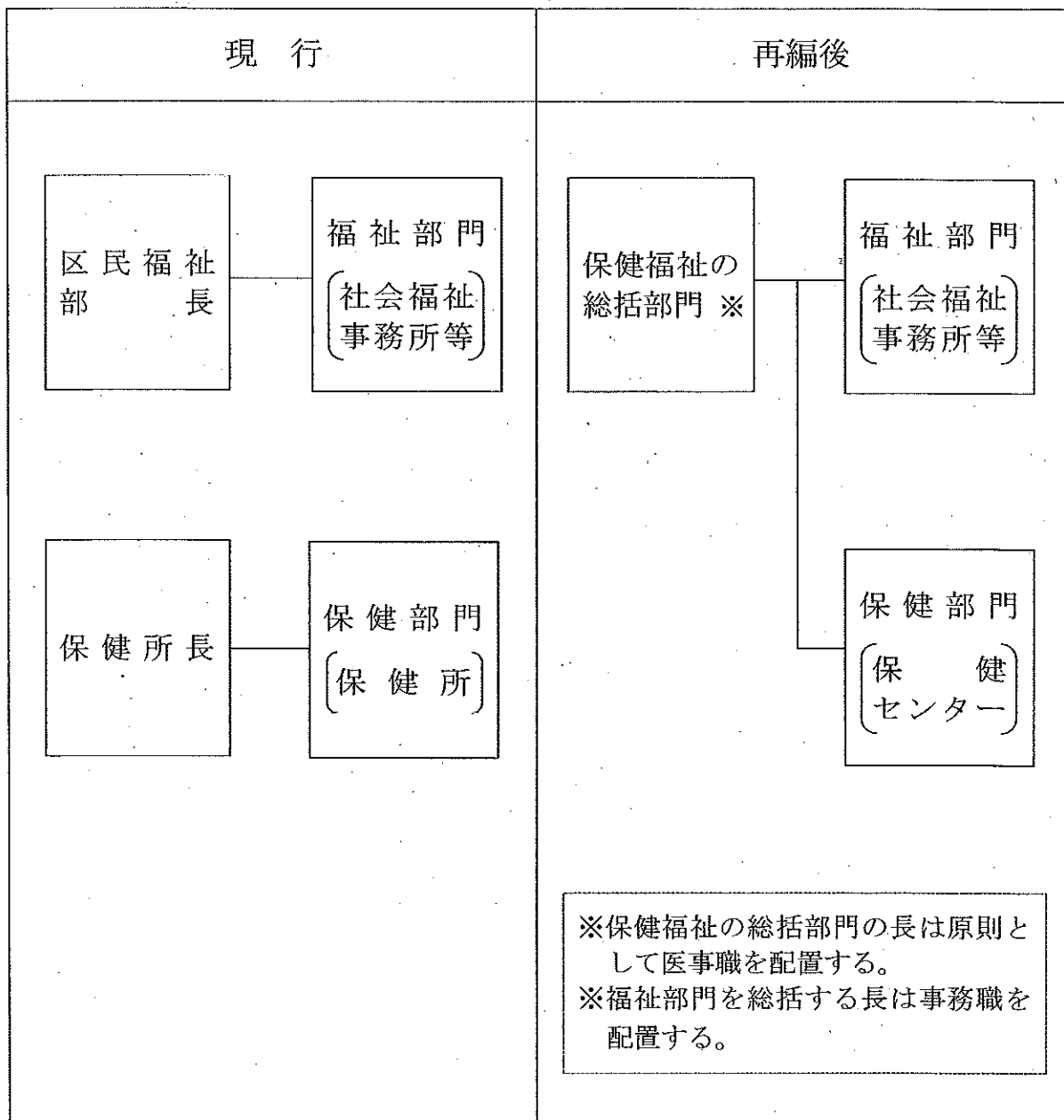
区 分	状 況	方 策
障 害 福 祉	・ 障害種別によって社会福祉事務所と保健所に分かれている福祉窓口を、利用者に分かりやすく、利便性の高いものとする必要がある。 ・ 増加する福祉制度の利用者に対応するため、相談機能の向上を図る必要がある。	・ 精神障害者及び難病患者の福祉窓口について、平成31年度の一元化を視野に当事者の意見を聞きつつ検討を行う。 ・ 障害特性に配慮した相談環境や必要な体制について考慮する。
生 活 保 護	・ 生活保護受給者の自立支援において、健康意識の向上や生活習慣病の重症化予防などの健康管理が課題となっている。	・ 保健部門と福祉部門(生活保護)が連携し、健診受診率の向上や要支援対象者の把握に努め、健康管理支援の推進を図る。
子 育 て 支 援	・ 実務者を中心に保健所と社会福祉事務所の職員がチームを作り、児童虐待に対応するなどの業務連携を図っている。 ・ 子どもを安心して生み育てる環境を整えていくため、連携強化を進めていく必要がある。	・ 母子保健部門と児童福祉部門のさらなる連携を深めることにより、妊娠期からの切れ目のない支援の推進を図る。

(3) 保健部門と福祉部門が一体的に機能する区組織の再編

ア 概要

- ・地域包括ケアなど保健部門と福祉部門が一体的に進める施策等の連携を強化するために、両部門の組織一元化を図る。
- ・実施時期は平成30年4月からとする。

イ 組織イメージ



(4) 支所管内における保健センター業務拡充

支所管内に保健所分室を設置し、妊娠届の受理や母子健康手帳の交付、乳幼児健診などを実施しているが、障害福祉関係業務窓口が開設されていないなど、支所管内の市民の利便性向上を図ることが課題

ア 概要

- ・精神障害者、難病患者にかかる福祉制度利用の申請窓口を支所管内に開設する。
- ・実施時期は平成30年度の早い時期を目途とする。

イ 主な拡充業務

- ・自立支援医療（精神通院）
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・精神障害者福祉特別乗車券
- ・特定医療費助成制度（指定難病）
- ・障害福祉サービス

(5) 保健所単独庁舎の区における物理的制約の解消

保健所が単独庁舎となっている5区（中村区、瑞穂区、港区、南区、緑区）では、申請手続きの際に区役所と保健所の間を行き来する不便の解消や、職員同士の顔合わせの機会が少ないことによる連携不足の克服が課題

- ・保健部門と福祉部門の同一庁舎化、ワンフロア化に向けた検討を継続する。
- ・居住や所得等の証明書類の添付省略など申請手続きの簡素化を検討する。

4 今後の予定

時 期	内 容
平成29年度	・保健所体制の変更にかかる準備 (システム改修、レイアウト変更等) ・市民及び関係団体等への周知
平成30年度	・1保健所・16保健所支所体制への移行 ・保健と福祉に関する区組織の再編 ・支所管内への保健センター業務の拡充 ・区における更なる業務連携に向けた検討 (障害福祉窓口一元化等)